

答申第81号
(諮問第100号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成26年3月18日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報の開示請求

審査請求人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成26年3月5日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇月〇〇日に金銭トラブルで〇〇〇〇署にて、相談した事に関する私の情報

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報として「警察安全相談等受理簿（〇〇〇警察署、管理番号1310310000098号）」に記録されている審査請求人に関する情報を特定した上で、警部補以下の職にある警察職員の氏名及び職員番号並びに「措置／処理内容」欄の一部が条例第15条第2号に該当するとして一部開示決定を行い、平成26年3月18日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、上記の一部開示決定のうち「措置／処理内容」欄の一部を不開示とした部分について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、平成26年5月14日付けで、大分県公安委員会に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

- (1) 一部開示決定処分のうち、警察安全相談等受理簿（処理票）の「措置／処理内容」欄の2行目から3行目のかぎ括弧内の情報を不開示とした部分の処分の取消しを求める。
- (2) 前項の取消しに係る部分の開示決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第15条第2号が第三者識別情報を不開示にできると定めた趣旨は、第三者の情報が開示請求者に開示される結果、第三者のプライバシーが侵害されるおそれが生じることにある。

ところが、本件においては、本件文書の開示された部分（具体的には、同署警察職員から審査請求人に対して、同署警察職員とA氏との間の電話の会話内容を話している部分）の記載によれば、本件不開示部分は聞き取りを行った同署警察職員から既に審査請求人に伝えられているのであるから、仮に審査請求人又はA氏以外の第三者の氏名その他の情報が不開示部分に含まれていたとしても、新たに第三者のプライバシーが侵害されるおそれが発生することはない。

- (2) 本件では、警察安全相談等受理簿の第1号様式（その3）の「措置／処理内容」欄に、「相談の相手方である〇〇〇〇の〇〇社長に電話した結果」との記載があり、また、同様式（その1）には、A氏の住所、連絡先、年齢、職業が記載されており、第三者であるA氏を識別するに足りる情報は全て開示されている。すなわち、不開示とされた本件情報は「開示請求者以外の特定の個人を識別することができる」情報ではない。

したがって、本件情報は、条例第15条第2号に該当しない。

- (3) 不開示部分が広すぎる。

仮にA氏の発言内容の中で、審査請求人に公開されることで、第三者のプライバシーが侵害されるおそれが新たに発生する部分が含まれているとしても、当該プライバシー部分（氏名など）のみを不開示にすれば、プライバシー保護の趣旨を図ることができるのであって、A氏の発言内容の全てを不開示にする必要はない。

したがって、本件不開示部分の少なくとも一部は、条例第15条第2号に該当しない。

(4) 条例第15条第2号ただし書口は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」である。すなわち、開示を求めた情報が第三者の個人情報であっても、開示請求者の利益と第三者の利益を比較して、前者に保護すべき重要な利益がある場合は開示が認められるのである。

本件では、前述のように第三者であるA氏を特定するに足りる重要な情報は既に開示されており、第三者の個人情報に関する利益は失われている。一方で、審査請求人が開示を求める情報は、訴訟において審査請求人の貸金返還請求権という審査請求人の「財産」の有無を決する重要な情報である。両者の利益を比較したとき、審査請求人の利益が上回ることは明らかである。

第4 実施機関の主張の要旨

本件審査請求に対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 警察安全相談について

本県警察において、警察安全相談業務は「警察安全相談等の取扱いに関する訓令」（平成13年9月21日大分県警察本部訓令甲第11号）に基づき処理されており、同訓令において警察安全相談（以下「相談」という。）は「犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穏に係る相談をいう。」と規定されている。

相談業務は、県民生活の平穏と安全に関する相談に応じ、犯罪の予防的見地やその他の警察目的から、個々の事案の解決又は解決への助言・支援を行い、相談に係る個々の事案の解決等を図るものという「警察の責務の遂行と警察の業務運営に資するための活動」と、相談者を含む関係者の人権等の権利利益が尊重され、かつ秘密の厳守も図られるという信頼関係の下に成り立つものという「県民との信頼関係の下に成り立つ警察活動」の2つの面を有している。相談内容は原則として公にしないこととされ、また、相談者を含む関係者等から任意に提出された情報であるといえる。

2 本件対象公文書について

本件対象公文書である警察安全相談等受理簿は、〇〇〇〇警察署が審査請求人から平成〇〇年〇月〇〇日に相談を受理した際に作成されたもので、相談内容を記載した受理票と、措置内容を記載した処理票で構成されている。

(1) 受理票

受理票は、相談者が申し立てた内容を簡潔に記載するものであり、管理番号、決裁欄、受理者の階級、氏名等のほか、受理年月日、件名、相談者や関係者の住所、職業、氏名等の人定事項及び相談内容が記載されている。

(2) 処理票

処理票は、受理票記載の相談者の申立て内容に関する回答、教示及び助言した内容や相談の調査経過及び結果を簡潔に記載するものであり、管理番号、決裁欄、相談に対応した警察職員である措置者の階級、氏名等のほか、関係者からの事情聴取結果や処理経過が記載されている。

3 本件対象個人情報不開示事由該当性

(1) 条例第15条第2号本文該当性について

条例第15条第2号は、請求者以外の個人情報については不開示とする旨定めている。

本件対象公文書の処理票の「措置／処理内容」欄の2行目から3行目のかぎ括弧内には、相談担当者が、審査請求人からの相談内容を調査するため、当該相談の関係者に架電して聞き取った内容が記載されている。

この情報は、相談担当者が、関係者に相談の調査を行った際に、関係者が生々しく機微にわたり申し立てた内容を簡潔に記載したものであり、かつ関係者が遣った言葉がそのまま記録されているため、同部分は、請求人以外の特定の個人を識別できる情報であり、第三者の個人情報であると認められる。

よって、条例第15条第2号本文に該当すると判断したものである。

(2) 条例第15条第2号ただし書該当性について

条例第15条第2号は、前述のとおり、請求者以外の個人情報は不開示情報として保護しているが、イ、ロ、ハ、ニ及びホのただし書により、不開示情報として保護する必要性に乏しいものについては除くこととされている。

その中で、ただし書イにおいて、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は不開示情報から除かれている。

本件対象公文書では、相談担当者が、処理票の「措置／処理内容」欄の2行目から3行目のかぎ括弧内の内容について、「その旨を、相談者に伝える」と記載しており、関係者が相談担当者に申し立てた内容の要旨を、相談解決のため審査請求人に伝えている。

よって、処理票の「措置／処理内容」欄の2行目から3行目のかぎ括弧内

の内容が、条例第15条第2号ただし書イの慣行として開示請求者が知ることができる情報に該当するか否かであるが、

- ① 関係者の申立て内容は、相談業務の性質上、関係者が公開しないことを条件として任意に提出された情報であり、直接相互に伝え合う性質の情報ではなく、審査請求人が当然知り得る情報ではないこと
- ② 相談業務の性質上、相談担当者が、関係者から事情を聴取してその申立て内容の要旨を相談者に伝えることは、相談を解決するために講ずる措置の一つであり、その場合には、申立て内容を要約して伝えている。本件においても、相談解決のために行う措置として審査請求人に申立て内容を伝えたものであるが、上記と同様に、相談担当者が審査請求人に対して関係者の生々しく機微にわたり申し立てた内容を一言一句伝えたものではなく、申立て内容の趣旨を要約して伝えた情報であること

から、慣行として開示請求者が知ることができる情報ではないと認められるので、条例第15条第2号ただし書イには該当しないと判断するとともに、同ただし書ロ、ハ、ニ及びホのいずれにも該当しないことから、同不開示情報は条例第15条第2号に規定する第三者の個人情報に該当するため、不開示としたものである。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件対象公文書及び本件不開示個人情報について

本件対象公文書である警察安全相談等受理簿は、平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇警察署において審査請求人から受理した金銭トラブルに係る相談について、当該相談を受けた担当者が作成したものであり、受理票と処理票で構成されている。受理票には、決裁欄、受理した警察職員の階級、氏名等、受理年月日のほか、件名、相談者及び関係者の住所、職業、氏名等の人定事項並びに相談内容が記載されており、処理票には、決裁欄、措置を行った警察職員の階級、氏名等のほか、相談に対する措置・処理内容として、関係者からの聴取内容や処理経過が記載されている。

原処分において不開示とされている部分は、受理票の受理者欄及び処理票の措置者欄の警察職員の職員番号及び氏名並びに処理票の「措置／処理内容」欄

の2行目から3行目の情報であるが、審査請求人は、これらのうち処理票の「措置／処理内容」欄の2行目から3行目の情報（以下「本件不開示個人情報」という。）についてのみを本件審査請求の対象としているので、以下この点について検討する。

2 本件不開示個人情報の条例第15条第2号該当性について

- (1) 条例第15条第2号は、開示しないことができる個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」及び「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても不開示情報から除く旨規定している。

- (2) 審査会において本件対象公文書である警察安全相談等受理簿を見分したところ、本件不開示個人情報は、相談担当者が関係者に対して架電した際に当該関係者が申し立てた内容であることが認められた。この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第15条第2号本文に該当すると認められる。

- (3) 次に、条例第15条第2号ただし書イの該当性について検討する。

本件対象公文書の開示された部分において、相談担当者が関係者から電話で確認した内容について「その旨を、相談者に伝え」と記載されていることから、審査請求人は、「本件不開示部分は聞き取りを行った同署警察職員から既に審査請求人に伝えられている」と主張している。そこで、このことによつて、本件不開示個人情報が「慣行として開示請求者が知ることができる情報」と言えるかどうかの問題となる。

「慣行として開示請求者が知ることができる情報」については、当該情報と同種の情報を本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的事例にとどまる限り「慣行として」には当たらないものと解釈されてい

る。

実施機関によれば、今回は、相談事案の解決策として、関係者からの聴取内容の要旨を相談者に伝えたものであるが、警察安全相談の処理には相談事案の関係者の協力が不可欠であり、その聴取内容を相談者に伝えるということは、当該関係者から今後協力を得られなくなり、さらに他の事案において関係者からの聴取が困難になるおそれがあるため、通常行われることはない。

また、本件対象公文書に記載された内容からは、関係者の申立内容のうち、どの部分を審査請求人に伝えているのかが明らかでない。

以上を踏まえて判断すると、本件不開示個人情報のどの部分を審査請求人に伝えたものか明確でなく、また、本件不開示個人情報審査請求人に伝えられているとしても、このことは個別的な事例にとどまるものであると認められるから、本件不開示個人情報は、開示請求者が慣行として知り得る情報とは言えないと認められる。

よって、同号ただし書イには該当しないと認められる。

- (4) 次に、条例第15条第2号ただし書ロの該当性について検討する。

審査請求人は、「審査請求人が開示を求める情報は、訴訟において審査請求人の貸金返還請求権という審査請求人の『財産』の有無を決する重要な情報」であり、「両者の利益を比較したとき、審査請求人の利益が上回ることは明らかである」から、本件不開示個人情報は同号ただし書ロに該当すると主張している。

同号ただし書ロは、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護することの必要性が上回る場合には開示しなければならないとするものであるが、本件について両者を比較衡量した場合、保護する利益よりも開示する利益が上回るとは認められない。

よって、同号ただし書ロには該当しないと認められる。

- (5) なお、審査請求人は、前記主張のほかに、本件対象公文書の開示された部分に関係者の人定事項が記載されており、関係者を識別するに足りる情報は全て開示されているため、本件不開示個人情報は開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報には該当せず、また、不開示部分が広すぎ、関係者の発言内容の全てを不開示にする必要はないと主張している。しかしながら、前記の判断は、開示されている部分に関係者の人定事項が記載されていることや不開示部分の範囲の広さによって影響を受けるものではないと

認められるので、その主張は採用できない。

3 結論

以上のことから、本件不開示個人情報情報は条例第15条第2号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 6月 6日	諮 問
平成26年12月24日	事案審議（平成26年度第 9回審査会）
平成27年 1月28日	事案審議（平成26年度第10回審査会）
平成27年 3月25日	答申決定（平成26年度第12回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	